

大阪エンターテイメント都市構想推進検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 国における「カジノを含めた統合型リゾート(Integrated Resort)」(以下「IR」という。)の法制化に向けた動向等を踏まえ、大阪府内にIRを立地する場合の課題や対応策等について幅広く検討するため、有識者等による大阪エンターテイメント都市構想推進検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。
(1) 大阪府内にIRを立地する場合の課題や対応策等に関する事。
(2) その他IRに関し必要と認められる事項に関する事。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(座長)

第4条 検討会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 座長は会務を総理する。
3 座長は検討会の議長となり、議事を整理する。
4 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、座長が招集する。
2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 座長が検討会を招集するいとまがないと認めるときその他やむを得ない理由があるときは、委員に対する回議をもって会議を開催したものとすることができる。
4 座長は、第3条に規定する委員のほか、必要に応じて委員以外の者に対して出席を求めることができる。
5 検討会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
6 検討会の会議は、原則として公開する。

(専門委員)

第6条 検討会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
2 専門委員は、検討会委員、観光学や地域政策学に造詣の深い学識経験者等のうちから、座長が任命する。
3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬)

第7条 委員等の報酬の額は、日額9,400円とする。
2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。
3 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第8条 委員等の費用弁償については、「証人等の実費弁償に関する条例」に準じて支給する。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、府民文化部都市魅力創造局都市魅力課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定め

る。

附 則
この要綱は、平成22年7月9日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年8月25日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年5月10日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

【別表】

大阪エンターテイメント都市構想推進検討会委員

(五十音順)

	氏名	所属・役職
座長	はしづめ 橋爪 しんや 紳也	大阪府立大学21世紀科学研究機構特別教授
	おおい 大井 のりまさ 敬雅	大阪府PTA協議会 会長
	かつみ 勝見 ひろみつ 博光	大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員
	きむら 木村 しんさく 愼作	大阪府副知事
	つだ 津田 かずあき 和明	財団法人大阪観光コンベンション協会 会長
	つつみ 堤 みちあき 道明	大阪市ゆとりとみどり振興局理事
	としい 土居 としき 年樹	大阪商工会議所 ツーリズム振興委員会委員長
	なか 中 かずひろ 和博	大阪府町村長会 会長（能勢町長）
	ひびの 日比野 けん 健	社団法人日本旅行業協会関西支部 支部長
	むかい 向井 みちひこ 通彦	大阪府市長会 会長（泉南市長）
	よしだ 吉田 いさお 功	堺市市長公室企画部長